



厚生労働省福島労働局 発表

平成 29 年 10 月 31 日

担
当

福島労働局

労働基準部監督課長 安田 幸次

電話 024 (536) 4602

雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進監理官

針生 達矢

電話 024 (536) 4609

桜の聖母短期大学学生を対象とした労働法令講座を開催します

—「働く時のルール…ご存じですか？」労働法の知識があなたを守る！—

福島労働局（局長 島浦幸夫）では、11月6日(月)に、桜の聖母短期大学学生を対象に「労働法令講座」を開催します。

この講座は、来年度に就職活動を控える学生に対し、いわゆるブラック企業やブラックバイトと言われる企業の実態や、労働法令の不知による労働トラブルの発生を未然に防止するために、労働法令に係る基礎知識を身に付けていただくものです。

講座の概要は以下のとおりです。

労働法令講座の概要

- 趣旨目的：これから社会に出て働くことになる学生に対し、労働法令の基礎知識の周知を図ることは、労働者の関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止するとともに、学生の職業に関する意識を育てることに繋がります。
- 日時：平成29年11月6日(月) 13:00~14:30
- 会場：桜の聖母短期大学 500番教室
(福島市花園町3-6)
- 対象者：1年生 約70名
- 内容：いわゆるブラックバイトやブラック企業の実態、労働トラブル発生時の法的な問題点と対処方法、困った時の相談窓口等、労働法令に関する基礎知識について説明します。
- 講師：福島労働局労働基準部監督課長 安田 幸次
- その他：取材を希望される報道機関におかれましては、事前に学校側へ来校者の連絡等を行う必要がございますので、当日(6日)の10時までに、福島労働局労働基準部監督課(電話 024-536-4602)までお知らせください。